

## 東京都における環境衛生行政の新世紀構想

木村 秀嘉

The Environmental sanitation administration new century plan  
by Tokyo Metropolitan Government

Hideka KIMURA

## 1 はじめに

昭和22年、警察制度の改革と保健所法の改正が行われ、それまで、警察署が担当していた衛生警察業務が保健所に移管されることとなった。

昭和22年から25年にかけて、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法等（以下、「六法」という。）が制定され、日常生活に密接な関わりを持つ環境衛生関係営業施設の法制の整備が行われた。

六法は、専ら公衆衛生上の見地から必要な規制を行い、それに基づき衛生指導を行うことを主としており、保健所における環境衛生行政の軸となっている。

しかし、今日の環境衛生関係営業施設においては、生活水準や衛生思想の向上等とあいまって、全体に施設の衛生水準は高くなっており、劣悪な施設は、ほとんど見られなくなっているのが現状である。

これからの環境衛生行政には何が求められるのか。

以下、新世紀における東京都の環境衛生行政の取り組みについて概要を述べる。

## 2 転換期を迎えた環境衛生行政

今、環境衛生行政を取り巻く状況は大きく変化している。カビ、ダニ、有害化学物質等によるアレルギー疾患や、いわゆるシックハウス症候群など、住まいに起因する健康影響に対する都民の関心や不安が高まっており、保健所等に寄せられる相談件数は年々増加している。

また、社会福祉施設におけるレジオネラ属菌や飲用井戸におけるO157の集団発生など、環境衛生関係法令の対象外施設において都民の健康を脅かすような状況も生まれている。

このように、生活環境の安全確保に対する都民の意識が高まるなか、複雑・多様化するニーズに的確に対応していくためには、都民の健康被害を未然に防ぐという予防原則に立った「事前対応型行政」への転換を図ることにより、新たな課題に的確に対応する体制を整えていかなければなら

い。

それには、これまでの法令に基づく「営業関係施設の衛生を確保する行政」という視点を転換し、それをも包含する「健康で安全な生活環境を実現する行政」という視点から、真に都民が求めるより質の高い環境衛生行政を推進することが強く求められている。

## 3 自主管理への支援を含めた監視・指導業務の在り方

## (1) 監視・指導体制

## ① 通常監視・指導

現在の衛生水準を確保するための基礎的な監視・指導と位置づけ、理・美容所、公衆浴場、プールなどの営業施設について、ランク方式による年1回以上の監視指導をこれまで通り実施していく。

## ② 重点監視・指導

一般監視時の指摘事項の改善状況の確認など、維持管理が常態で不良な施設について、衛生水準の向上を図る目的からこれまで通り再度監視・指導を行っていく。また、健康危機管理や市町村では提供が困難な専門的、技術的な直接サービス（シックハウス症候群、アレルギー疾患、感染症対策等）について対応する。

## (2) 営業施設の自主管理に対する指導及び支援

営業施設の衛生水準の確保・向上を図るには、保健所による施設の監視・指導はもとより、営業者による自主管理の充実・強化を誘導していくことが必要となる。

## ① 自治指導員制度の活性化等

保健所による自治指導員教育の充実を図るほか、自治指導員が回収した自主管理点検票の報告に基づく改善指導の徹底、巡回指導時における年度毎の重点事項の設定など、自治指導員による巡回指導を活用していく。

## ② 優良施設公表制度の導入

各施設が一定の衛生水準に達した現在では、必ずしも衛生管理の自主的な努力の多寡が、利用者の施設を選択する基準になっていない。また、行政による知事表彰や営業者の

自主管理による標準契約約款制度があるが、広く都民に周知されていないのが現状である。

今後は行政としても、営業者の自主努力を積極的に都民に向けて情報提供する必要があると考えられる。そこで、保健所に報告される自主管理点検票の点検結果と保健所の監視結果から、一定の衛生水準が確保されている施設については全て優良施設として、ホームページ等で公表する制度の導入を検討していく。

#### 4 高まる都民ニーズに即応し得る室内環境保健対策

地域保健法第6条第4号には、保健所が行う業務として、「住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他環境の衛生に関する事項」と記されている。

つまり、地域保健法に基づく環境衛生行政の中核は、室内の環境、すなわち、空気、水、衛生害虫等に関わる衛生状態を良好に確保し、利用（居住）者の健康を守ることにある。仕事場や住まいは、都民が一日の大半を過ごす場であり、その空間を健康で安全に過ごせるようにすることは、都民の健康づくり施策として重要である。シックハウス症候群や化学物質過敏症、環境ホルモン、アレルギー疾患など、室内環境の安全に対する課題が次々と生起し、都民の関心が高まる中であって、求められる行政施策のレベルはますます高まってきている。

都民の生涯を通じた健康的な生活を守るため、住宅をはじめ全ての建築物等の室内環境を対象に、これまでの要綱・要領・指針等を整理し、より望ましい基準やこれを達成するための都民、事業者、行政それぞれの責務を定めた条例や要綱の制定も含め、施策の体系化・総合化にむけた規定整備を検討し、取り組みを強化していく。

#### 5 環境衛生行政におけるITの有効活用

めまぐるしく変化する社会経済状況や都民意識が多様化する中で、情報化については特に急激なスピードで進展している。

東京都衛生局は、今日の情報化の進展を衛生行政に活用するため、新たに「衛生局IT活用推進計画」を策定した。環境衛生分野においても例外ではなく、急速に普及しているインターネットによる監視・指導結果の公表や、パソコンの特長を生かした効率的な監視・指導の推進など、ITのメリットを十二分に活用し、効率的かつ効果的な行政サービスを行うことが可能となる。

##### (1) 監視・指導業務へのIT活用

環境衛生関係営業施設台帳や監視・指導記録票のOA化、営業施設に係るデータベースの構築を行うことにより、効率的な監視・指導や事務処理を行うことができる。

##### (2) 都民への情報発信のためのIT活用

従来の学会、マスコミ等に公表する方法に加え、インターネット等に代表されるITの特長を生かし、都民の誰もが居ながらにして情報を入手できる効果的な行政サービスが実現できる。ホームページの充実を図り、先見的調査及び監視・指導結果の積極的公表を行うとともに、その結果についてパブリックコメントとして意見や要望を聞き、次年度の調査に役立てていく。

##### (3) 都民の利便性を考慮したIT活用

保健所等の窓口や電話で頻繁に受けている相談や緊急を要する情報などをホームページに掲載するほか、電子メールで相談に応じるなど、都民と環境衛生部署が双方向で情報の交換を行い都民の利便性の向上を図っていく。

このほか、東京都では、全庁的に情報技術を活用した申請・届出等の推進など都民サービスを向上させ、あわせて業務プロセスも抜本的に改革した「電子都庁」を、平成15年度に実現することを目指して取り組んでいる。

#### 6 新世紀における環境衛生行政の展開にむけて

以上、概略ではあるが、東京都における新世紀の環境衛生行政の取り組みについて述べてみた。

昨年4月に施行された地方分権一括法により、環境衛生関係の事務は一部を除き自治事務とされ、地方自治体は、これまで以上に地域の実情や住民ニーズを的確に反映させた自主的な行政運営を展開する責務と権限を持つこととなった。

また、昨年3月の「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正により、地域での保健所の役割が大きく変容している。環境衛生行政の第一線機関である保健所は、市町村をはじめ関係機関等との連携を深めつつ、住民要望の変化を鋭敏に捉え、常にタイムリーな施策を立案し実行することが強く求められている。

高齢化社会、余暇利用の多様化等を背景に住民の健康指向がますます高まる中で、環境衛生行政の課題も、単に、感染症から生命を衛ることに加え、日常生活における良好な生活環境を確保し、ひいては健康な生活を衛ることへと発展してきている。

環境衛生行政の未来を創造するために、私たち職員一人ひとりの英知を結集し、より質の高い行政サービスを目指すとともに、都民の健康で安全な生活環境の実現に向けて、一歩一歩着実に前進していきたい。